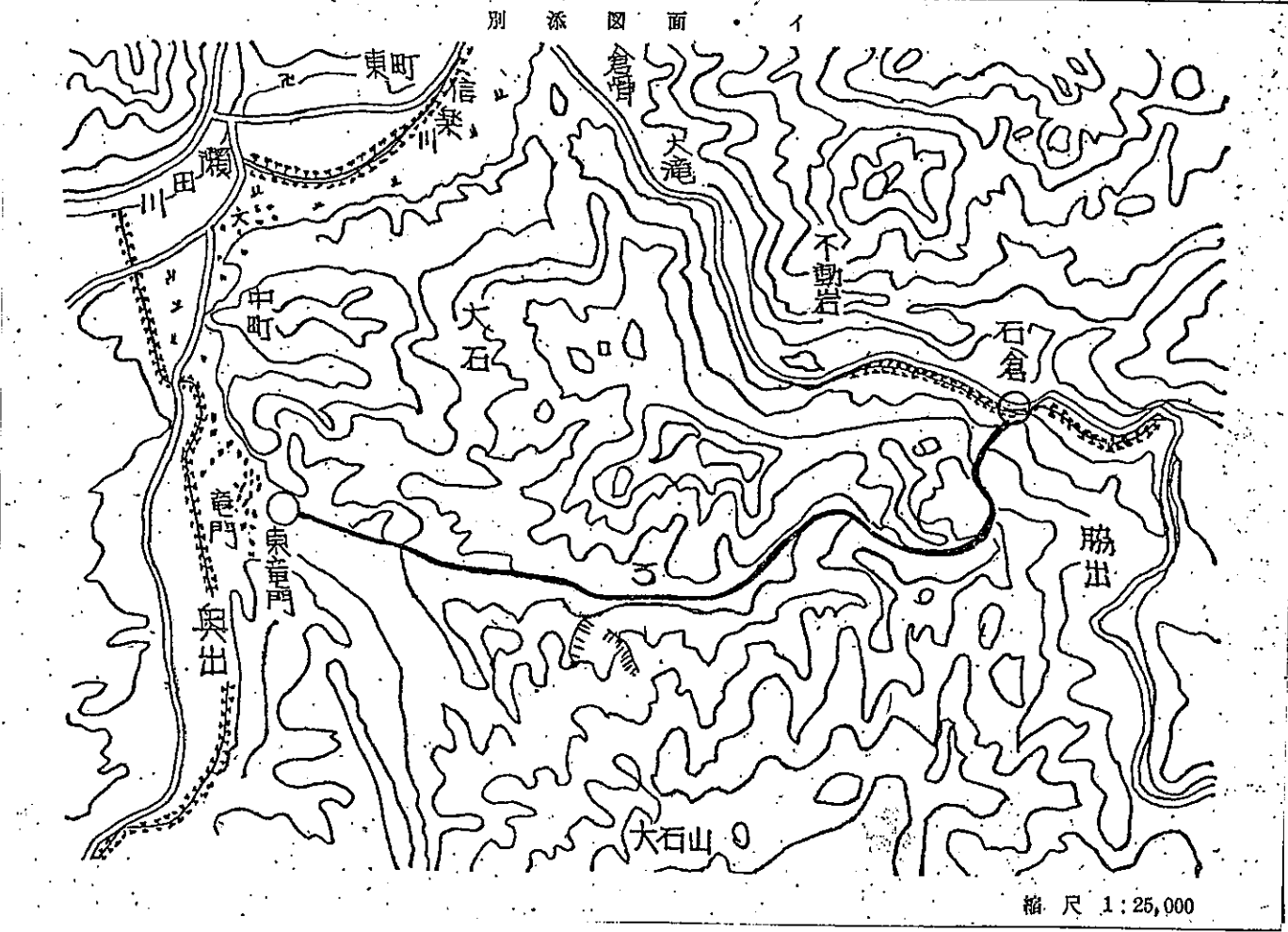


- 10 中央自動車道西宮線
- 9 瀬田川
- 8 大戸川
- 7 市道新免瀬田線
- 6 県道牧大津線
- 5 市道中野瀬田線
- 4 市道源内線
- 3 市道中野大堀線
- 2 市道中野南笠線
- 1 草津市と大津市との境界線
- 四 D区域
- 6 瀬田川
- 5 県道宇治田原大石東線
- 4 市道東龍門線
- 3 別添図面に表示する線
- 2 県道大津上野線
- 1 県道宇治瀬田線
- 三 C区域
- 5 市道山手線
- 4 市道五百九十五号線
- 3 県道宇治瀬田線
- 2 県道大津上野線
- 1 市道五百九十四号線
- 二 B区域
- 31 大津市と朽木村との境界線
- 30 県道京都大原今津線
- 29 京都府と滋賀県との境界線
- 28 県道醍醐大津線
- 27 県道千町寺辺線
- 26 市道五百九十三号線
- 25 県道大津上野線
- 24 市道五百九十七号線
- 23 中央自動車道西宮線
- 22 市道三百二号線
- 21 一般国道一号
- 20 京阪電気鉄道線
- 19 市道十号線
- 18 市道九号線
- 17 市道八号線
- 16 市道七号線
- 15 市道七号線
- 14 尾洗川



建設省告示第三千二百二十七号  
 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第三十一条の規定により、次の区域を宅地造成工事規制区域に指定する。  
 その関係図書は、滋賀県庁、大津市役所及び志賀町役場に備え置いて、閲覧に供する。  
 昭和四十二年九月二十日 建設大臣 西村 英一

次の各号に掲げる区域ごとに、それぞれ当該各号に掲げる線(地物、施設及び工作物にあつては、その境界線)で囲まれた区域。ただし、昭和三十五年九月十三日付け農林省告示第八百九十一号、昭和三十七年三月一日付け建設省告示第九十一号、昭和三十八年六月二十八日付け建設省告示第四百四十八号、昭和三十九年三月九日付け農林省告示第二百四十三号及び昭和四十二年三月三十一日付け農林省告示第五百三十八号で地すべり防止区域に指定された区域を除く。

注1 線の起点は、前順位の線との最初の交点(最初の線にあつては、末尾の線との最初の交点)とし、線の終点は、次順位の線との最初の交点(末尾の線にあつては、最初の線の起点)とする。

2 地物、施設及び工作物の境界線は、前項による起点から終点に向かつて右側の境界線とする。

一 A区域

- 1 高島町と志賀町との境界線
- 2 一般国道百六十一号
- 3 町道北旧西近江路
- 4 一般国道百六十一号
- 5 江若鉄道線
- 6 町道小野中浜線
- 7 江若鉄道線
- 8 真野川
- 9 県道途中木堅田線
- 10 市道大野谷口線
- 11 市道谷口線
- 12 市道豊岡線
- 13 江若鉄道線